

○ 岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業実施要領（令和7年1月17日付け農建第472号）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)
第3 事業内容 1 メニューI 基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知)第2第4項及び水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)第2第5項に基づき、土地改良区が管理する農業水利施設のうち、省エネルギー化に取り組む施設に対し、電気料金高騰分の一部を補助する事業 2 (略)	第3 事業内容 1 メニューI 基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知)第2第4項及び水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)第2第 <u>6</u> 項に基づき、土地改良区が管理する農業水利施設のうち、省エネルギー化に取り組む施設に対し、電気料金高騰分の一部を補助する事業 2 (略)
第4 (略)	第4 (略)
第5 補助対象期間 補助の対象期間は令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月から令和 <u>6</u> 年9月までとする。	第5 補助対象期間 補助の対象期間は令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月から令和 <u>7</u> 年9月までとする。
第6～第9 (略)	第6～第9 (略)
附則 この要領は、令和7年1月17日から施行する。	附則 この要領は、令和7年1月17日から施行する。 <u>この要領は、令和8年1月13日から施行し、令和7年度事業に適用する。</u>